

こども誰でも通園制度について

1. 概要

令和8年度から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため「こども誰でも通園制度」が創設されます。

令和8年4月からの制度開始に向け、制度内容と今後の取り組みについて報告するものです。

2. 制度内容

こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 対象者 | 0歳6ヶ月から満3歳未満で、保育所や幼稚園等に通っていない子ども |
| (2) 利用時間 | 月10時間まで（時間単位の柔軟な利用） |
| (3) 利用要件 | 保護者の就労要件などは問わない |
| (4) 利用者負担 | 1時間あたり300円 |



(5) 利用方法



3. 今後の予定

- | | |
|---------|----------------------|
| 令和7年12月 | 12月定例会に関係議案を提出 |
| 令和8年1月 | 制度の周知 |
| 2月 | 乳児等通園支援事業者の認可・確認 |
| 3月 | 利用者へ利用認定申請受付・利用認定証発行 |
| 4月 | 制度開始 |